

個別要綱（定額電灯）

本 則

1 適用

- (1) この個別要綱の定額電灯プランは、当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）の定額電灯の適用範囲に該当する需要で、お客様と当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

2 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）

（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（1）需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

（2）電灯料金

イ 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	92円18銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円76銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	249円92銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	355円08銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	565円40銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	565円40銭

ロ ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(3) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	241円37銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器 につき	401円34銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	401円34銭

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0275$

$\beta = 0.4792$

$\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、

1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整} = \frac{\text{燃料費} - \text{平均燃料価格}}{1,000}$$

(2) の基準単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整} = \frac{\text{平均燃料価格} - 45,900}{1,000}$$

(2) の基準単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整} = \frac{(68,900 - 45,900)}{1,000}$$

(2) の基準単価

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、

次の内容に準ずるものといたします。この場合、検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
---	---------------------------

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	90銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円81銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円62銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円43銭4厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円05銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9円05銭7厘
小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円70銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円41銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円41銭1厘

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に準ずるものとして、当該期間に

使用される電気に適用いたします。この場合、検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものに準ずるものといたします。この場合、検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、八および二によります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

二 水銀灯

出力(ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	115
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力 [キロワット])は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力(ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	-	160	出力(ワット)

45以下	-	180	$\times 133.0\%$
65以下	-	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

□ 3相誘導電動機

換算容量(入力 [キロワット])	
馬力表示のもの	出力(馬力) $\times 93.3\%$
キロワット表示のもの	出力(キロワット) $\times 125.0\%$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルト ピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルト ピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルト ピーク超過100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8

		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
100キロボルト ピーク超過125キ ロボルトピーク 以下		500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルト ピーク超過150キ ロボルトピーク 以下		500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容最0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

 入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

 入力(キロワット) = 実測し1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3) および (4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

附 則 (実施期日)

この個別要綱は、2025年12月15日から実施いたします。